

平成28年度第2回農地中間管理事業運営委員会開催概要

公益社団法人千葉県園芸協会

- 1 開催日時 平成28年10月26日(水) 10:00～
- 2 開催場所 教育会館新館4階401会議室
- 3 参加者 委員：10名
事務局：11名(公益社団法人千葉県園芸協会農地部)
関係機関：3名(オブザーバー出席：県担当課)

4 概要

第1回農地中間管理事業運営委員会における意見出しの結果、集約された以下の項目について機構の取組等に対する検討を行った。

(1) 農地中間管理事業の農地の出し手への周知について

事務局から、機構業務を行う(公社)千葉県園芸協会の認知度向上及び農地中間管理事業PRのため、現在行っているラジオCMの取組について説明を行い、委員から次のような改善に対する意見があった。

ア もう少し分かりやすく、インパクトがあるように。

イ ラジオは集中して聞いていないと頭に入ってこない、今回は「園芸協会」というワードが出たためイメージに残っている。

ウ 問合せがあった場合に協会や事業のことについて知った媒体についても確認しておくことが必要。

【事務局】

- ・昨年度実施した新聞紙面への広告掲載については反響があまりなかったことから、他県で比較的效果があると聞いているラジオCMに取り組んだ。
- ・予算的な面から、20秒CMとしたため、表現できる内容が限られたことから園芸協会の団体名を強調し、リスナーから問い合わせをもらうきっかけとなることをねらいとした。
- ・既にCMを聞いた農家等から市町村などへの問合せがあるなど、反響を確認しているが、今後も実施するかどうかについては、費用対効果を精査した上で判断したい。なお、実施する場合は、リスナーのイメージに残るように、インパクトのある内容に改善を図りたい。

(2) 農地の集約化について

高橋委員から山武地域の大規模稲作農家が耕作している農地の分散状況や農地条件について実態の説明を受け、この状況に対して必要な対応について以下の意見があった。

ア 農地の出し手の掘起しも必要だが、担い手同士が話し合うことも必要である。

イ 担い手同士の農地交換もそれぞれの担い手が農地に手を加え、農地としての価値を高めてしまってからでは話が進みにくくなる。土地改良は農地の状態がゼロに戻るので、集積・集約化を図る好機である。

ウ 土地改良の実施に当たっては、長期的な視点をもって、将来にわたり担い手の経営が成り立つように配慮し、換地や集積を行っていくべきである。そのため、長く地域の担い手となるような若い担い手の意見が反映されるよう、改良区の役員に若い担い手も参画すべきである。

エ 地域の畑地の担い手がない。畑地の集積も進める必要がある。

【事務局】

- ・今の土地改良の事業制度は農地の集積計画等をしっかり位置付けるようになっていく。
- ・土地改良事業は、換地の手法を用いて農地集積・集約化を行うが、これは所有権によるので農地の貸借には対応できていない。そのため、農地中間管理事業による農地貸借と併せて農地集積・集約化を進めていく必要がある。
- ・換地については、将来の担い手の営農に配慮するよう行政からの指導はあるが、農地の所有者の意向等にも配慮しないと換地が進まないという状況がある。土地改良については地域の農家が主役であることから、将来の担い手の効率的な営農について所有者の理解が得られるよう、しっかりと地域で話し合っていくしかないと考えられる。県や関係機関と連携し、こうした話合いに機構も一緒に参加し、良い方向に進むよう働きかけをしていきたい。
- ・基盤整備事業を実施している地域によっては、農地中間管理事業を活用し、担い手と調整しながら、段階的に農地集積・集約化を進めている地区もあり、このような事例を紹介していきたい。
- ・畑の集積についても行っていかなければならないが、水田に比べると農地の動きが鈍く、出し手、受け手とも少ない。新規就農者などへの貸付けは増えているので、こうした動きをしっかりと集積につなげていきたい。

(3) 生産基盤の再整備、人・農地プランなど地域の話合いの推進

事務局から簡易な条件整備（耕作放棄地解消、区画拡大等）を契機とした地域の話合いの促進による集積への取組（別紙：担い手への農地集積推進のための取組（案））を提案し、本提案については出席の全委員の賛同が得られた。

なお、以下の意見等があったので、今後、これらの意見を踏まえ、この取組の実践に向けた準備を進め、機構の体制整備等を含め、次年度の活動等について次回（平成 29 年 1 月 25 日開催予定）の運営委員会で検討することとした。

【担い手への農地集積推進のための取組（案）に対する意見】

- ア 地域の状況に沿った進め方をしてほしい。
- イ 機構から地域に積極的に提案してほしい。
- ウ スピードを意識して取り組んでほしい。
- エ 担い手がない地域では担い手の育成も必要である。
- オ 相続未完了の農地は借受けが繁雑になるので、農地の適切な継承についても働きかけをしてほしい。

担い手への農地集積推進のための取組（案）

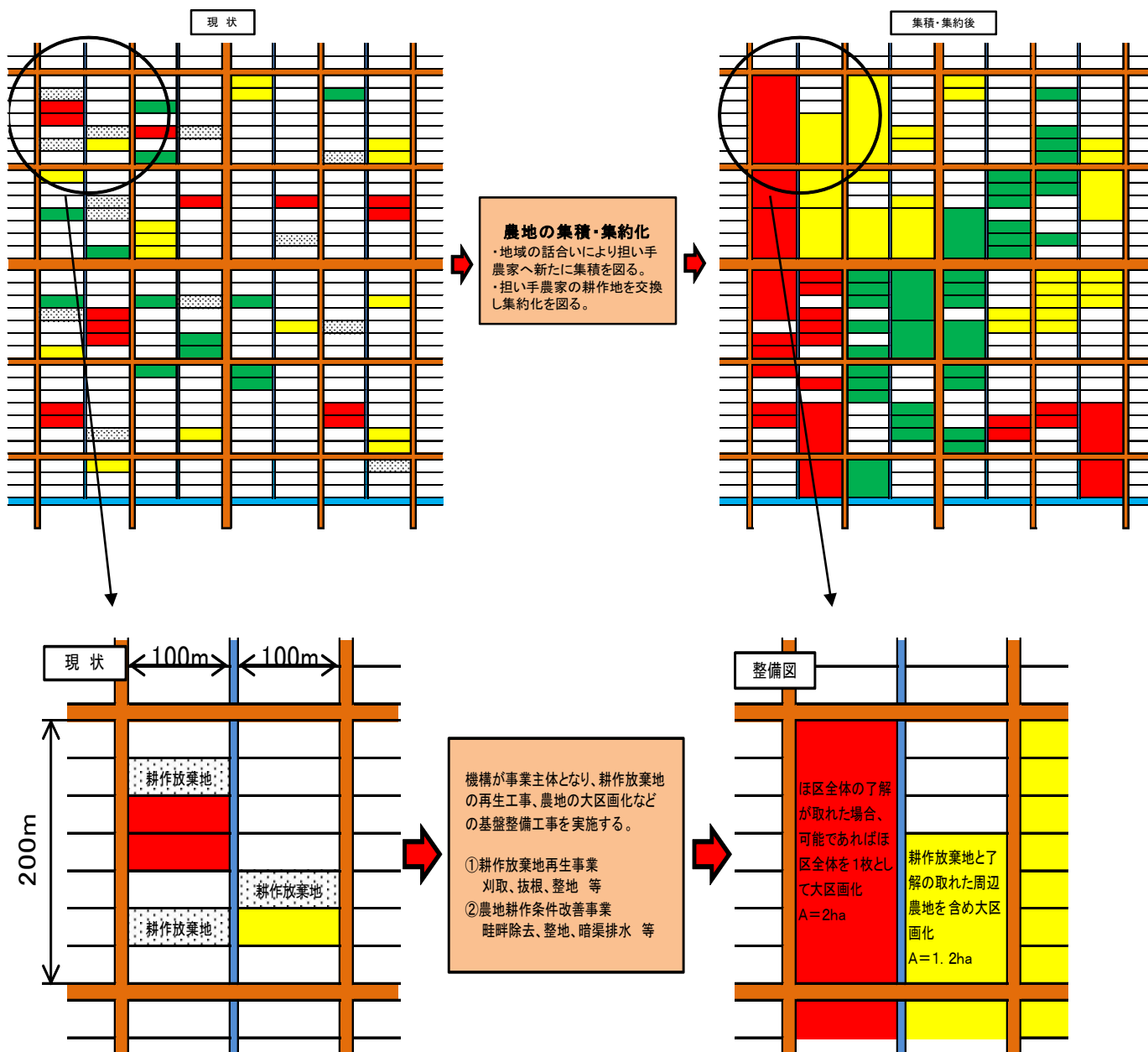
平成 28 年 10 月 26 日
（公社）千葉県園芸協会

1. 機構による耕作放棄地を含む一団の農地整備の実施を契機とした農地集積

農地集積の進んでいないほ場整備事業地区を新たな重点地区として、耕作放棄地の解消とあわせ、区画拡大等の基盤整備を行い、担い手への農地集積を集中的に進める。

集積にあたっては、本年度までの反省点をふまえ、機構等が農地利用計画を検討し、担い手農家へ積極的に提案するとともに、機構が事業主体となり耕作放棄地の再生と、農地の耕作条件改善工事を行う。

【農地整備のイメージ】



【実現のためのステップ】

①地域の農地情報の収集整理（機構及び関係機関等）

地域の実情を把握している市町村、農業委員会、土地改良区役員、JA、担い手農家、農業事務所等の協力を得て、地域の農地利用の実態を把握するために必要な情報収集、地域課題の整理等を行う。

②現況の農地利用図の作成（機構）

機構は、①で得られた情報を整理し、地域の現況の農地利用図を作成する。

③地域での話合い（地域リーダー、機構支部員、市町村、県）

機構、市町村（農業委員会）、県は連携して営農組合や土地改良区の役員など地域の話合いのとりまとめ役となるリーダーを発掘し、協力を得て地域の話合いの場を設定する。

話し合いでは、現況の農地利用図をもとに、耕作放棄地だけでなく、地域の農地の現在及び将来の利用の在り方、地域の農業の担い手、担い手農家を地域が支援する仕組みなどについて検討する。

④耕作放棄地と周辺農地を含めた集積計画図等を作成

地域及び市町村、機構は、地域の話合いで合意された農地の集積計画図を作成する。

⑤農地整備計画の検討及び整備図を作成（機構本部員）

機構は、担い手農家へ集積することとした農地について、現地調査を行い、必要な整備について検討し、農地整備図を作成する。なお、現地調査及び整備計画等の作成にあたっては、農業事務所（基盤）、千葉県土地改良事業団体連合会の支援を受ける。

⑥担い手農家への提案（機構）

機構は、担い手農家等へ地域で合意された農地利用等について提案する。
地域によっては、③において同時に進める場合もある。

⑦中間管理権の設定（機構）

担い手農家の合意後、機構は中間管理権を設定する。

⑧耕作放棄地再生工事の実施（機構）

機構は、耕作放棄地の再生（草刈り、抜根、整地等）工事を実施する。
実施にあたっては、設計、積算、現場監理等を千葉県土地改良事業団体連合会へ委託する。

⑨農地耕作条件改善事業の実施（機構）

機構は、農地の大区画化のための畦畔除去及び整地、農地の乾田化のための暗渠排水、排水状況の改善のための排水路整備など、農地の耕作条件を改善するための工事を実施する。
実施にあたっては、設計、積算、現場監理等を千葉県土地改良事業団体連合会へ委託する。

⑩利用権の設定